

パブリック・コメント手続（意見募集）

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

意見募集期間

令和元年（2019年）

11月12日（火）～12月2日（月）

お問い合わせ先：福祉部生活福祉課

電話 046-822-8070（直通）

横 須 賀 市

パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について、これまで厚生労働省のガイドラインに準じて、各地方自治体がガイドラインにおいて基準を定めていました。

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律 44 号）により、「貧困ビジネス」への規制強化を図るため、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の改正がされました。

この改正により、都道府県、政令指定都市、中核市において、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めることになりました。

これに伴い、厚生労働省より、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 34 号。以下「基準省令」）が制定され、この基準省令を基本に都道府県、政令指定都市、中核市において、地域の実情を踏まえた条例を定めることになりました。

横須賀市においても、基準省令を基本とした、条例を制定する予定です。つきましては、条例策定にあたり、方針をまとめましたので、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

【 目 次 】

- ◆ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容について 2～3
- ◆ 意見の提出方法 4

◆ 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容について

1 制定する条例

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 国基準

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準

(令和元年厚生労働省令第34号)

3 無料低額宿泊所とは

社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生活困窮者のために、無料または低額な料金で簡易宿泊所を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行うための施設をいいます。

4 条例制定にあたっての方針について

(1) 基本方針

社会福祉法の改正による条例制定となるため、基準省令で定められた基準をもとに条例を制定することが求められています。そのため、条例の制定にあたっては、原則として基準省令と同様の基準を基本とし、横須賀市の実績に応じて、一部横須賀市独自基準を制定することを基本方針とします。

(2) 横須賀市独自基準

ア 一部省令のただし書の規定を設けないこと。

基準省令第12条第6項1号ハにおける地域の事情に関するただし書について、本市条例案では同条のただし書に規定されている居室面積4.95㎡(3畳間)以上の地域の事情による特別規定は設けず、居室の床面積に関する基準を一律7.43㎡(4畳半間)以上とすることとします。

イ 追加規定を設けること。

(ア) 横須賀市暴力団排除条例の趣旨を徹底し、無料低額宿泊所の適正な運営を確保するため、暴力団員及び暴力団経営支配法人、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者等が、無料低額宿泊所の運営者及び設置者等としての関与を認めない規定を設けることとします。

(イ) 基準省令第 10 条における入居定員 5 名以上という施設規模について、現行の横須賀市無料低額宿泊所ガイドラインの基準を考慮し、条例案では、5 名以上 30 名以下の規模を有する施設とすることとします。

5 施行日

令和 2 年 4 月 1 日（予定）

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和元年（2019年）11月12日（火）から12月2日（月）まで
- 2 宛 先 福祉部生活福祉課
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・市内在勤の場合 勤務先名・所在地
 - ・市内在学の場合 学校名・所在地
 - ・本市に納税義務のある場合 納税義務があることを証する事項
 - ・本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合 利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・ 福祉部生活福祉課 横須賀市役所分館6階
 - ・ 市政情報コーナー 横須賀市役所本館2号館1階34番窓口
 - ・ 各行政センター
 - イ 郵送
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市役所 福祉部生活福祉課
 - ウ ファクシミリ
046-825-1007
 - エ 電子メール
lw-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
ご提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、速やかに公表いたします。